須賀川○○○○会規約（会則）

（名称及び事務所）

第１条　本会は、須賀川○○○○会と称し、事務所を会長宅へ置く。

（目的）

第２条　本会は、○○○の活動を通して、市民の○○○の向上と○○の増進を目指し、○○の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）○○○○に関する事業

（２）○○○○に関する事業

（３）○○○○に関する事業

（４）その他、目的達成のために必要な事業

（会員）

第４条　本会は、本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

（役員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　１名

（２）副会長　○名

（３）庶務　○名

（４）会計　○名

（５）監査　○名

２　前項の役員は、会員の互選により選任する。

３　役員の任期は○年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第６条　会長は、本会を代表し、業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときはその職務を代行する。

３　庶務は、本会の事務全般を行う。

４　会計は、本会の出納事務を行う。

５　監査は、本会の業務及び出納を監査する。

（総会）

第７条　本会の総会は、正会員をもって構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

２　総会は、次の事項について議決する。

（１）役員の選任及び解任

（２）事業計画並びに収支予算及び決算

（３）規約(会則)の改廃

（４）その他本会の運営に関し重要な事項

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、会員の２分の１以上の出席によって成立するものとする。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

５　総会の議長は総会出席者の互選とする。

６　議案は出席した会員の過半数により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

（役員会）

第８条　役員会は、会長、副会長、庶務、庶務、会計をもって構成する。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（会計年度）

第９条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月31日までとする。

（会費）

第10条　本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

２　会費は、年(月)額○○○円とする。

３　会員以外の者が一時的に参加をする場合は、参加費として一回あたり○○○円を徴収することができるものとする。

（雑則）

第11条　この会則で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議する。

附　則

この規約（会則）は、令和○年○月○日から施行する。